

徳島県後期高齢者医療広域連合における特定事業主行動計画の実施状況及び女性の活躍状況の公表

令和 8 年 7 月

徳島県後期高齢者医療広域連合では、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づき「徳島県後期高齢者医療広域連合特定事業主行動計画」を策定・実施しています。今般、次世代育成支援対策推進法第 19 条第 5 項及び女性活躍推進法第 19 条第 6 項に基づき、行動計画の実施状況を以下のとおり取りまとめましたので公表します。

あわせて、女性活躍推進法第 21 条に基づき、女性の活躍状況を公表します。

I 職業生活に関する機会の提供に関する実績

1. 採用した職員（会計年度任用職員等）の女性職員数及び割合

	令和 7 年度		
	総数 (人)	うち女性 職員(人)	割合
採用した職員	—	—	—

【説明欄】

本広域連合では平成 23 年度以降、直接採用をしていない。
常勤職員については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 17 の規定に基づき、県内市町村（以下「派遣元」という。）から派遣された職員で構成されているため、算定対象としていない。

2. 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

令和 7 年度 管理職登用率

管理職数(人)	女性職員		男性職員	
	管理職数(人)	登用率(%)	管理職数(人)	登用率(%)
3	1	33.3	2	66.7

【説明欄】

管理的地位にある職員についての人選は派遣元の判断により行われるため、本広域連合が性別の選択をすることができない。

3. 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

令和 7 年度 各役職段階の職員の女性割合

役職区分	総数(人)	うち女性職員(人)	割合(%)
事務局長	1	0	0.0
課長	2	1	50.0

課長補佐	2	1	50.0
主査兼係長	2	1	50.0
主 査	1	1	100.0
係 長	5	0	0.0

4. 職員の男女の給与の額の差異

(1) 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	—	%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	—	%
全職員	—	%

(2) 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階及び勤続年数別の情報

＊ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表 に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

① 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
事務局長	—	%
課長	—	%
課長補佐	—	%
主査・係長	—	%

② 勤続年数別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
36 年以上	—	%
31～35 年	—	%
26～30 年	—	%
21～25 年	—	%
16～20 年	—	%
11～15 年	—	%
6～10 年	—	%
1～5 年	—	%

【説明欄】

派遣職員の給与は派遣元の条例で定める給料表に基づき決定され、派遣元から支給されるため、把握の対象となる職員が存在しない。

5. セクシュアルハラスメント等対策の整備状況

12 月にハラスメント研修を開催し、全職員が参加した。

Ⅱ 仕事と家庭の両立に資する勤務環境整備に関する実績(令和 7 年度実績)

1. 男女別の育児休業の取得率及び平均取得時間

性別	対象者数(人)	取得者数(人)	取得率(%)	平均取得日数(日)
女性	0	0	—	—
男性	1	1	—	65

2. 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率及び平均取得日数

対象者数 (人)	配偶者出産休暇			育児参加のための休暇		
	取得者数 (人)	取得率 (%)	平均取得 日数(日)	取得者数 (人)	取得率 (%)	平均取得 日数(日)
1	1	100.0	3	1	100.0	5

3. 職員の一月当たりの平均超過勤務時間

令和 7 年度	全体	女性職員	男性職員
1 月当たりの平均時間	9 時間 48 分	4 時間 11 分	12 時間 51 分

4. 年次有給休暇の平均取得日数

平均取得日数
17.1 日